

ITツールを導入して業務効率化・売上アップを目指しましょう!

契約金額
10万円以上で

新規
導入

乗り
換え

に!

IT導入補助金
が活用
できます! [5万円~150万円未満が
補助されます!]

通常枠



8次交付申請期間

2026年1月7日(水)17:00まで

IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者の皆さまが活用できる補助金です。

※適用には諸条件がございます。詳しくは弊社営業担当までお問い合わせください。

● 補助対象経費

※1 対象となるソフトウェアをお問い合わせください。

※2 詳細はお問合せください。

ソフトウェア費 (2in1Winシリーズ^{※1})、初期設定費用、年間保守料 (最大2年分^{※2})。

● 補助金の対象となる金額・補助率

契約金額	10万円以上(消費税別)	補助率	1/2~2/3以内*
補助金額	5万~150万円未満		

*1 令和6年10月から令和7年9月の間に3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した場合は、2/3以内

● 注意事項

- 契約金額が10万円未満の場合には補助金の対象となりません。
- 新規開業の場合、必要添付書類をご用意いただけない場合は申込できません。(直近の納税証明書提出が必要です)
※事務所開設年月日が2025年だと申請不可となります。
- スマートフォンもしくは携帯電話でのSMS認証が必要となります。
- ハードウェア費用、ライセンス追加、消費税は対象外です。
- GビズIDプライムの取得が必須となります。発行には2週間程度かかりますので、予めご準備されておくと申請がスムーズです。
- 個人事業主は令和6年分の確定申告書の提出が必要となります。

※交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。

交付決定後に契約・導入となります。



交付申請

交付決定

契約・導入



契約・導入

交付申請

導入例



1/2 ~ 2/3*
補助金

[5万円~150万円未満]

事務所
負担分

※3 弥生会計は弥生株式会社の登録商標です。

II 続きは裏面をご確認ください

● 申請・手続きフロー

詳しくは[こちら](https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/flow/) ▶▶ <https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/flow/>

お客様にて行う作業

行う作業にて

準備・ご相談

- 導入のご検討
- GビズIDプライムの取得
- 「みらいデジ」の「経営チェック」の実施
- セキュリティアクションの取得

商談

交付申請

- 申請マイページの招待を受ける
- 申請用書類をBBCと共同で登録・申請

共同作成・提出

契約・導入

- 交付決定通知受領
- 発注・契約
- 納品後、製品代金を全額お支払い

事業の実施

実績報告

- 事業実績報告をBBCと共同で作成・報告

共同作成・提出

交付手続

- 事業実績報告完了後に、補助金額が確定
- 補助金交付

効果報告

- 定められた期限内に事業実施効果報告を年に1度、3年間継続して入力



必須 GビズID プライムの取得について

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。GビズIDを取得すると、一つのID・パスワードで、行政サービスにログインできます。アカウントは最初に1つ取得するだけで、有効期限、年度更新の必要はありません。（令和7年3月現在）

IT導入補助金の交付申請にはGビズID プライムの取得が必須になります。郵送での発行には2週間程度お時間がかかりますので、予めご準備されておくと申請がスムーズです。スマートフォンとマイナンバーカードをお持ちの方は、即時発行のオンライン申請も可能です。

※詳細は右記URLよりご確認ください。<https://gbiz-id.go.jp/top/>
※SMSを用いたワンタイムパスワード認証はセキュリティ強化のため2025年12月を目途に廃止予定です。お早めに「GビズIDアプリ」を用いたアプリ認証への切替をお願いします。

必須

SECURITY ACTION

・セキュリティアクションについて・

「SECURITY ACTION」は中小企業自らが、情報セキュリティ対策に取組むことを自己宣言する制度です。

交付申請の要件には「GビズID プライム」アカウント取得に加えて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の宣言が必要になります。（「★一つ星」または「★★二つ星」を宣言する事が要件です。）



加点項目

IT 戰略ナビ with

IT導入補助金2025では、「デジwith」における「IT戦略ナビwith」を交付申請前に行うことで、更に加点が得られます。本事業の申請に用いたGビズID プライムを利用して事業者登録を行ったうえで、経営チェックを実施ください。

本事業では「デジwith」ポータルサイト内にGビズID プライムを入力し、「IT戦略ナビwith」を交付申請前に行っている場合、加点の対象となります。「デジwith」は、中小企業のデジタル・IT化をあらゆるステップでサポートするポータルサイトです。

「IT戦略ナビwith」では、事業者の取り組みが同業他社と比較してどうかという現状を「同業他社比較マップ」として、どのようにITを活用すればビジネスが成功するかというストーリーを「IT戦略マップ」として作成できます。2つのマップは事業者の意思統一ツール、社員のモチベーションアップツールとしてご活用いただけます。

出典：中小企業庁「デジwith」サイト (digiwith.smrj.go.jp)

交付申請に必要な添付書類



法人の場合

- | | |
|------------|---|
| ● 実在証明書 | 履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの） |
| ● 事業継続確認書類 | 税務署の窓口で発行された直近分の法人税の納税証明書（「その1」もしくは「その2」） |

個人事業主の場合

- | | |
|-------------|---|
| ● 本人確認書類 | （有効期限内の）運転免許証もしくは運転経歴証明書もしくは住民票（発行から3ヶ月以内のもの） |
| ● 事業継続確認書類1 | 税務署の窓口で発行された直近分の所得税の納税証明書（「その1」もしくは「その2」） |
| ● 事業継続確認書類2 | 税務署が受領した令和6年分の確定申告書の控え |

※履歴事項全部証明書及び本人確認書類は、交付申請提出時点で発行から3ヶ月以内のものとする。

※納税証明書は、納税した領収書ではなく納税証明書その1もしくはその2とする。

必要となる添付資料は「税務署が発行」しており、税目が「法人税（個人事業主の場合は所得税）」の直近に納税されているものであることを確認した上で提出すること。

※確定申告書は、申請者名で作成され税務署が受領したことが分かるものののみを対象とする。

例：税務署の受領印があるもの、税務署の受信通知があるもの。

なお、税理士（税理士法人を含む）の印のみが押印された書類は適切な添付資料として取り扱わない。

上記書類以外の添付は認められず、用意できない場合は申込できません。

